

(株)三崎組行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日から令和 7年 3月31日までの2年間

2. 内 容

目標1 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する

〈対策〉●令和 5年4月～

所定外労働の現状を把握し、ノー残業デーを月1回実施する

ノー残業デーは第三水曜日とし、毎月社内一斉メールにより社員へ周知する

目標2 年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均年間 8日以上とする

〈対策〉●令和 5年4月～

現場担当者の年次有休休暇取得は、年末年始、夏期休暇、ゴールデンウィーク前後等に取得することを奨励する

管理者はプロジェクト工事完了後にリフレッシュのための休暇取得を推奨する

令和 5年 3月13日

株式会社 三崎組

